

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。